

事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法の一部改正を踏まえた認定就労訓練事業の
実施の更なる促進について

平素より、厚生労働行政の推進につきご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業については、本人の状況に応じた多様な働き方を実現する場として重要であり、生活困窮者の支援の「出口」として期待が寄せられていることから、今後も全国的な認定就労訓練事業の実施を更に促進していく必要があります。

このため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 44 号)により、生活困窮者自立支援法が一部改正され、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務の規定を創設するなど、運用面も含めた必要な改正を行うこととしています。

については、別添のとおり、関係の改正法令及び改正通知等をまとめたのでお知らせするとともに、併せて、認定就労訓練事業の取組事例もまとめたので、本内容を十分に御了知の上、当該取組事例の活用も含め、認定就労訓練事業の実施の促進に積極的に取り組まれるようお願いします。

また、都道府県におかれては、本内容について管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）をはじめ関係者、関係団体等に対しその周知を図って頂くようお願いします。

主な改正項目等は下記のとおり

1. 受注機会の増大を図るための努力義務規定の創設（別添資料 1・2）
2. 認定に関する手続きの簡素化について（別添資料 3・4）

※ 詳細は別添 4「認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」、または別途発出する「自治体事務マニュアル」を参照ください。

3. 就労訓練アドバイザー・育成員の更なる活用について（別添資料 5）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 米丸、引間 電話 03-5253-1111 (内線 2234, 2879) 夜間 03-3595-2615 FAX 03-3592-1459
--

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法の認定就労訓練事業の
受注機会の増大への取組について

平素より、厚生労働行政の推進につきご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 44 号)により、生活困窮者自立支援法が一部改正され、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務の規定が創設され、平成 30 年 10 月 1 日より施行されたところです。

今般、平成 30 年 9 月 30 日時点における認定事業所のうち、平成 29～30 年度において生活困窮者の受入実績があり、今後販売・受注可能なサービスの内容に記載があった事業所について、別添のとおりとりまとめましたので送付いたします。

当該事業所情報をご覧のうえ、特に事業所の所在地が属する自治体におかれましては受注機会の増大を図るための規定の整備に努めるとともに、認定就労訓練事業所に対する受注機会増大への取り組み方よろしくお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 米丸、引間 電話 03-5253-1111 (内線 2234, 2879) 夜間 03-3595-2615 FAX 03-3592-1459
--

事 務 連 絡
令和元年10月3日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業の実態調査の集計
結果（平成30年度下半期）および受注機会増大への取組について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
平成30年度の「認定就労訓練事業の実態調査（下半期）」について、とりまとまりましたのでご報告致します。調査にご協力いただきありがとうございました。
調査結果を参考に、生活困窮者自立支援制度の推進に引き続きご協力いただけますようお願い致します。本年度分調査につきましては、令和2年度中に実施する予定としております。

また、平成31年3月31日時点における認定事業所のうち、平成29年度および平成30年度において生活困窮者の受入実績があり、今後販売・受注可能なサービスの内容に記載があった事業所について、とりまとめましたので併せてご報告いたします。

昨年改正された生活困窮者自立支援法において、国および地方公共団体に対して、認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務の規定が創設されたところです。

当該事業所情報をご覧のうえ、特に事業所の所在地が属する自治体におかれましては、受注機会の増大を図るための規定の整備に努めるとともに、認定就労訓練事業所に対する受注機会増大への取組をよろしくお願いいたします。

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

電話 03-5253-1111

夜間 03-3595-2615

FAX 03-3592-1459

令和2年3月3日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について

生活困窮者自立支援制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和2年2月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を発出したところですが、就労環境の変化等により収入の減少が懸念される生活に困窮する方に対する相談支援等に当たっては、同事務連絡及び下記に留意して対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せてお願いいたします。

記

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方については、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援機関において、家計や仕事、生活上の困りごとなど幅広く相談を受け止めていただくとともに、庁内部局や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を進めること。

特に住まいに関する不安を抱える方については、住居確保給付金の利用とともに、一時生活支援事業の活用等の検討等を積極的に進めること。

自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながっていない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めること。

なお、子どもの学習・生活支援事業については、実施にあたっての留意事項をまとめた「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日）を発出しているので参照すること。

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 16 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業の実態調査の集計
結果（令和元年度）および受注機会増大への取組について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
令和元年度の「認定就労訓練事業の実態調査（令和元年度）」について、とりまとまりましたのでご報告致します。調査にご協力いただきありがとうございました。
調査結果を参考に、生活困窮者自立支援制度の推進に引き続きご協力いただけますようお願い致します。次年度分調査につきましては、令和 3 年度中に実施する予定としております。

また、令和 2 年 3 月 31 日時点における認定事業所のうち、平成 30 年度および令和元年度において生活困窮者の受入実績があり、今後販売・受注可能なサービスの内容に記載があった事業所について、とりまとめましたので併せてご報告いたします。

平成 30 年度に改正された生活困窮者自立支援法において、国および地方公共団体に対して、認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務の規定が創設されたところです。

当該事業所情報をご覧のうえ、特に事業所の所在地が属する自治体におかれましては、受注機会の増大を図るための規定の整備に努めるとともに、認定就労訓練事業所に対する受注機会増大への取組をよろしくお願いいたします。

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 谷口
電話 03-5253-1111（2876）
夜間 03-3595-2615
FAX 03-3592-1459

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

全国社会福祉協議会 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

「新たな雇用・訓練パッケージ」について（情報提供）

今般、当省におきまして、別添1、2のとおり、「新たな雇用・訓練パッケージ」がまとめられ、令和3年2月12日に発表されましたので情報提供させていただきます。

都道府県労働局・ハローワークの支援施策については、2月1日付け事務連絡「仕事を探しの皆様へ ハローワークからのお知らせ」によりパンフレットの情報提供をさせていただいているところですが、自立相談支援機関及び社会福祉協議会において、窓口に来所された方でハローワーク等の支援が必要と判断される方に対しご案内いただきますようお願いいたします。

今後、政府広報等により、周知・広報が予定されており、リーフレット等提供があり次第情報提供させていただく予定です。

【新たな雇用・訓練パッケージの概要】

①雇用の下支え・創出

- ・雇用調整助成金の特例措置による雇用維持（4月末まで特例措置を継続）
- ・大企業のシフト制労働者等への「休業支援金・給付金」の適用
- ・ハローワークによる感染症対策業務等による雇用創出、専門窓口の設置

②仕事と訓練受講の両立

- ・「求職者支援制度」への特例措置導入（収入要件8万円以下→シフト制等12万円以下）
- ・職業訓練受講給付金の出席要件の緩和（働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席に。）
- ・職業訓練の強化（訓練期間、時間、オンライン等訓練内容の多様化・柔軟化）
- ・ハローワークに「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置、ワンストップ支援
- ・受講者数 求職者支援訓練（5万人）、公共職業訓練（15万人）大幅増

（認定就労訓練事業所への優先発注を活用した生活困窮者の就労機会の確保）

別添2-P.4（4）感染症対策業務等による雇用創出、（5）地方自治体等の直接雇用等、住居・生活支援策の窓口とハローワークの連携に関連して、生活困窮者自立支援法第16条第4項に基づく認定就労訓練事業の優先発注を活用した取組事例を別添3のとおりご案内いたします。

同事業を活用した優先発注の努力義務規定の創設については、平成30年10月1日付け事務連絡「生活困窮者自立支援法の一部改正を踏まえた認定就労訓練事業の実施の更なる促進について」により通知しているところですが、今般、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている生活困窮者の就労機会の確保として、庁内連携により生活困窮者の就労機会の確保を行っている取組です。

既に優先発注の規程を整備している自治体、今後整備予定の自治体におかれては、生活困窮者の就労機会の確保のため庁内への働きかけの際の参考にさせていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除く）への周知をお願いいたします。

全国社会福祉協議会におかれましては、都道府県・市町村社会福祉協議会への周知をお願いいたします。

以上

次期法改正に向けた検討スケジュール

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し
規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会

（計4回程度）

※令和4年4月とりまとめ（予定）

議論の共有
連携

国と地方の実務者協議

※令和4年3月とりまとめ（予定）

報告

ワーキンググループ（計7回程度）

① 事業の在り方検討班

各法定事業のあり方（被保護者支援との連携を含む）について議論

② 横断的課題検討班

制度全体にまたがる課題（制度のあり方、関係機関連携、地域・居場所づくり、都道府県・町村の役割、中間支援組織、人材育成等）について議論

※ 社会保障審議会生活保護基準部会

生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施（次期検証は令和4年度）

令和4年5月
以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

※ 検討結果に応じて令和5年以降の法案提出を目指す。

厚生労働省 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 ワーキンググループ 構成員名簿

【生活困窮者自立支援制度における各事業の在り方検討班】

青砥 恭	NPO 法人さいたまユースサポートネット 代表
岩永 理恵	日本女子大学人間社会学部 准教授
垣田 裕介	大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授
坂入 純	茨城県保健福祉部福祉指導課 主任
新保 美香 ※	明治学院大学社会学部 教授
鈴木 寛之	豊島区保健福祉部福祉総務課自立促進グループ 課長補佐
鈴木 由美	ユニバーサル就労ネットワークちば 事務局長
高木 哲次	伊丹市雇用福祉事業団 代表理事
立岡 学 ※	一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行 常務理事 NPO 法人ワンファミリー仙台 理事長
中森 順子	生活クラブ生活協同組合・東京、府中市家計改善支援員
林 星一	神奈川県座間市 生活援護課長
守屋 紀雄	堺市社会福祉協議会地域福祉課 課長補佐

【生活困窮者自立支援制度における横断的課題検討班】

朝比奈 ミカ ※	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
穴澤 義晴	NPO 法人コミュニティワーク研究実践センター 理事長
尾崎 園子	京都府健康福祉部地域福祉推進課 参事
鎭木 奈津子	上智大学総合人間科学部 准教授
五石 敬路 ※	大阪市立大学大学院都市経営研究科 准教授
谷口 仁史	認定 NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス 代表理事
名嘉 泰	沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県自立相談支援事業統括責任者
中島 将	長野県社会福祉協議会 主任企画員
藤森 克彦	日本福祉大学福祉経営学部 教授
間海 洋一郎	福井県坂井市福祉総務課 生活保護 SV 主任
松嶋 まゆみ	鳥取県北栄町福祉課 生活支援室長

※ 論点整理検討会との兼任

(五十音順・敬称略)